

各種専門職の募集(別府市会計年度任用職員)

別府市では、以下の各種専門職を募集しています。詳細はホームページ(右記QRコード)をご覧ください。下記へお問い合わせください。



職種	特別支援教育支援員	スクールサポーター	医療介護連携相談員
採用予定人数	6人	2人	1人
業務内容	特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う	市内小学校に勤務し、いじめや不登校などの悩みを持つ児童やその保護者に対し相談活動などを行う	医療・介護関係者などからの連携に関する相談対応、連携推進のための各事業の実施、研修のコーディネートなど
受験資格	次の免許、資格のいずれかを有する ・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭の普通免許状(免許更新していないものを含む) ・介護職員初任者研修の修了者 ・介護福祉士の資格	1 公認心理師または臨床心理士資格取得者(予定者含む) 2 児童生徒の支援に意欲と使命感を持ち、受容的・共感的に接することができる者	1 次の資格のいずれかを有する 保健師、看護師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士 2 普通自動車免許(AT限定可)
任用期間	任用の日～令和3年3月31日		
勤務条件	月15日(7時間/日) ※7月は月12日(7時間/日) 8月は月3日(4時間/日)	月16日(7時間45分/日)	月16日(7時間45分/日)
報酬	時間額938円～1,002円	月額192,224円～200,000円	月額170,272円～174,768円
問合せ先	学校教育課 ☎21-1574	別府市総合教育センター ☎26-0803	高齢者福祉課 ☎21-1463



新学校給食共同調理場開設に向けて(第2回) 学校給食シンポジウムで寄せられたご意見

☎ スポーツ健康課
☎ 21-8088

別府市教育委員会は、新共同調理場を建設するにあたり広く市民の皆さんのご意見とご要望を取り入れるため、1月の学校給食シンポジウム会場内でアンケートを実施しました。多くのご参加をいただき、85人の方にご回答をいただきました。その結果について、一部をご紹介します。

今後の給食に関してあなたが期待することは何ですか(複数回答可)

安全な食材の利用	65
地産地消の推進	53
アレルギー食の対応	52
味や質の維持・向上	52
食育の充実	51
管理衛生面での施設・設備の整備	44
保護者向け試食会の実施	25
ホームページやイベントによる学校給食の広報	18
献立(メニュー)の多様化	11



学校給食を通した食育で力を入れてほしいことは何ですか(複数回答可)

健康な身体づくりにはバランスの良い食事が必要であることを知る	55
自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てる	55
食文化や郷土料理に対する理解を深める	48
世界の子どもの現状や食糧不足など、食べ物の大切さを知る	41
準備や片付けなどを通して協力・協調の大切さを学ぶ	37
手洗いやあいさつなど正しい食事のマナーを身に付ける	36

6月は国が定めた食育月間です。食育について見直し、身近にできる食育を実践してみませんか

皆さんからいただいたアンケート結果を、大切なご意見として今後の新学校給食共同調理場開設に生かしていきます。

市民税・県民税 (住民税)

令和2年度の納税通知書を
6月5日(金)に発送します

徴収方法や納税額、
納期などご確認を

所得税の確定申告書の提出期限が延長されたため、申告書の提出時期によっては税額の算定が間に合わず、申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります。内容が確認でき次第、更正を行い通知します。

【市民税・県民税の納期】

①普通徴収	1期 6/30(火)	2期 8/31(月)	3期 11/2(月)	4期 令和3年 2/1(月)
②年金からの特別徴収	令和2年4月・6月・8月・10月・12月・令和3年2月			
③給与からの特別徴収	令和2年6月～令和3年5月の毎月			

■市民税・県民税の徴収方法

- ①普通徴収
(納付書または口座振替)
- ②公的年金等からの特別徴収
(年金からの引き落とし)

③給与からの特別徴収

の3種類の方法があります。6月5日(金)に納税通知書をお送りするのは①②の人です。③給与からの特別徴収の税額決定通知書は、各事業所を通して配布しています。

■普通徴収対象の人

指定金融機関や九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県除く)、市役所債権管理課35番窓口、各出張所、コンビニエンスストア、スマートフォン収納(LINE Pay、PayPay、PayB)で納付できます。詳しくは、納税通知書の裏面をご確認ください。納付書は機械で金額や数字を読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないようにご注意ください。全期前納は各期納付書をまとめてご利用ください。

■公的年金等からの特別徴収対象の人

公的年金等に係る税額のみ公的年金等からの特別徴収となります。公的年金等

以外に所得がある人は、納付書または口座振替、給与からの特別徴収により納付していただきます。
市民税課普通徴収係
☎11111
内線(7713~7716)

市税に関する 証明請求の手続き

所得・税額証明、納税証明、評価証明などの市税・資産税に関する証明は、個人情報にあたるため、本人の承諾がなければ発行できません。本人または住民票上同一世帯の親族以外の方が請求する場合は、本人の承諾内容を示す**委任状の提出または本人確認書類(原本)**の提示が必要です。(世帯分離をしている場合は同一世帯の親族になります)

※請求書・委任状の様式は、市ホームページ↓「申請書ダウンロード」↓「生活」↓「税の証明や届出」からダウンロードできます。

請求場所 市民税課(グラウンドフロア市税証明窓口)、各出張所

▼一般委任状の書き方の例

委 任 状
令和〇〇年〇〇月〇〇日

別府市長 あて

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め〇〇証明の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

・必要年度 年度 (通)

委任者
住所
氏名 (印)
生年月日

※便せんなどの用紙に記入してください。

▼証明請求に必要なもの

証明	請求者 (窓口に来る人)	必要なもの (本人確認書類=免許証・健康保険証など)
個人	本人 (住民票上同一世帯の親族)	・本人確認書類 (住民票上同一世帯の親族の本人確認書類)
	代理人 (本人以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・本人の委任状(本人の印を押したもの)または本人確認書類(原本)の提示
法人	代表者	・代表者個人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印)
	代理人 (代表者以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印)または法人印(代表者印または社印)を押した委任状

※窓口に来る人は、必ず本人確認書類をお持ちください。

☎ 市民税課税制係 ☎21-1111 内線(7711・7712)

介護保険のお知らせ



令和2年度介護保険料の
納入通知書を6月8日(月)に発送します

所得段階	年間保険料額	所得段階の説明	
第1段階 (基準額×0.3)	21,400円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人 世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	
第2段階 (基準額×0.5)	35,700円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円超120万円以下の人	
第3段階 (基準額×0.7)	49,900円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が120万円超の人	
第4段階 (基準額×0.9)	64,200円	世帯の誰かが市町村民税課税で 本人が市町村民税非課税	前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	71,300円		前年の基準所得額(注1)が80万円超の人
第6段階 (基準額×1.2)	85,600円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円未満の人	
第7段階 (基準額×1.3)	92,700円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円以上200万円未満の人	
第8段階 (基準額×1.5)	107,000円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が200万円以上300万円未満の人	
第9段階 (基準額×1.7)	121,300円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が300万円以上の人	

(注1) 基準所得額=課税年金収入額+合計所得金額-長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額-公的年金等に係る雑所得
(注2) 基準所得額=合計所得金額-長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額

保険料の軽減等

普通徴収の人には、介護保険料納入通知書を、特別徴収の人には、介護保険料特別徴収開始通知書を発送します。
普通徴収の人は、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。

■生活困窮

65歳以上の被保険者のうち、保険料の所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の人で、次の要件を全て満たし、特に生活が困窮していると認められる場合は介護保険料の一部を軽減します。

※昨年度軽減が適用された人も、今年度新たに申請が必要で

申請が必要で、申請日よりあとの納期にかかる保険料が対象ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の申請に限り、令和2年11月末までの申請は6月に申請があった



ものとして取り扱います。
軽減の要件
(全てを満たすこと)

①世帯全員の収入額が生活保護基準の1.2倍以下

②市町村民税課税者に扶養されていないこと

③資産等を活用してもなお生活が困窮すると思われる状態にあること

④同一生計世帯員の現金及び預貯金の合計額が350万円を超えないこと

■新型コロナウイルス関係(令和2年度のみ制度)

※令和3年3月末まで申請受付します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する人が死亡や重篤な傷病を負った場合、または事業の廃止や失業した場合、あるいは事業収入等が著しく減少した場合に、介護保険料を免除または軽減します。



※提出書類など詳しくはお問い合わせください。

① 高齢者福祉課

☎(21) 1463

金婚式のお祝いの申請を延期します

毎年6月に、年度内に結婚50周年で金婚式を迎えるご夫妻のお祝いの申請を受け付けていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請の受付を延期します。
延期後の受付開始などについては、改めてお知らせします。

① 高齢者福祉課

☎(21) 1442

別府市バス回数乗車券の有効期限延長

令和元年度別府市ひとまもり・おでかけ支援事業回数乗車券は、令和2年6月30日(火)までを有効期限としていましたが、令和2年9月30日(水)まで有効期限を延長します。なお令和2年度回数乗車券は令和2年10月1日(木)から販売予定です。



① 高齢者福祉課 ☎21-1442

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

国民健康保険（国保）税

令和2年度の納税通知書を

6月11日(木)に発送します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人に対する減免制度については、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

保険税は皆さんの医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。市内金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。納付書に利用可能な店舗や条件を記載していますのでご確認ください。

※6月は市役所から各種納付書の発送が重なるため、納付書の到着日が前後することがあります。

■国保税の更正

次のような被保険者が世帯にいる場合は、他市町村に前年の所得を照会中のため、所得0として算定しています。照会結果により第2期以降に国保税額を更正する場合があります。

①令和2年1月2日以降別

府市に転入などにより加入された人
②住民税が他市町村で課税される人

■加入手続きは14日以内に

離職などにより社会保険などほかの健康保険の資格がなくなった人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

加入手続きが遅れると、加入しなければならなかった日までのぼって保険税を納めなければならず、いざ病院にかかるときに医療費を全額負担しなければならぬ場合もあり、大きな負担となる可能性があります。現在無保険の人は、今すぐ加入手続きをしてください。

■国保加入者で次の異動があった人は必ず届出を

①社会保険などほかの健康保険に加入した。
②住所や世帯主が変わった。

問 保険年金課

☎(21)1148

国民健康保険税の賦課限度額改定

令和2年度の国民健康保険税について、下記の方針のもと、賦課限度額を改定します。



国民健康保険の税率等

	医療分 (0歳～74歳)		後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)		介護分 (40歳～64歳)	
	旧	新	旧	新	旧	新
所得割率 (1人ずつ計算)	11.30%	11.30%	2.40%	2.40%	2.72%	2.72%
均等割額 (1人につき計算)	27,200円	27,200円	7,000円	7,000円	9,800円	9,800円
平等割額 (世帯につき計算)	23,000円	23,000円	4,600円	4,600円	7,000円	7,000円
限度額	61万円	63万円	19万円	19万円	16万円	17万円

改定方針

医療分の賦課限度額を2万円、介護分の賦課限度額を1万円それぞれ引き上げ、国の基準に合わせます。

医療分
被保険者の医療給付費（窓口負担分を除いた医療費）の支払いに充てる分
後期高齢者支援金分
75歳以上の後期高齢者の医療費を支援するため現役世代が負担する分
介護分
40歳から64歳（介護2号被保険者）を対象とした介護保険料相当分（加入する医療保険で負担）

国民健康保険税の改定に伴う影響額

※下記の表を参考
※夫婦2人の場合
（このうち1人が40歳～64歳で、所得はその人の所得として計算）

計算の例	所得0円		所得200万円		所得750万円	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	23,200円	23,200円	266,100円	266,100円	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	5,500円	5,500円	58,600円	58,600円	190,000円	190,000円
介護分	5,000円	5,000円	62,200円	62,200円	160,000円	170,000円
合計	33,700円	33,700円	386,900円	386,900円	960,000円	990,000円
差額	0円		0円		+ 30,000円	

問 保険年金課

☎(21)1148

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「仕事などで納付や加入・脱退の手続きに行けない」などでお困りの方のために夜間窓口を開設します。納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 6月10日(水)、23日(火)
17時30分～20時

問 保険年金課
☎(21)1148

国民健康保険証の発送

70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人（昭和25年6月2日～昭和25年7月1日生まれ）へ、7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を6月下旬に郵送します。

問 保険年金課
☎(21)1148

市報5月号に掲載した**消費生活モニター募集**は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止します。

問 産業政策課
☎(21)1132

令和2・3年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

■令和2・3年度の保険料率
後期高齢者医療の保険料については2年ごとに見直します。

	平成30・ 令和元年度	令和2・ 3年度	比較
均等割額	47,000円	47,000円	変更なし
所得割率	9.06%	9.06%	変更なし
賦課限度額	62万円	64万円	+2万円

■保険料率などについて

令和2・3年度は、均等割額、所得割率とも据え置きで、賦課限度額は引き上げになりました。

■保険料の計算方法

被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。保険料額は被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

■保険料軽減措置

低所得者対策として、保険料軽減対象が拡大されました。
①均等割5割軽減の対象になる所得基準額の引き上げ
(従前) 基準額：33万円+28万円
×世帯の被保険者数
(改正) 基準額：33万円+28.5万円
×世帯の被保険者数
②均等割2割軽減の対象になる

る所得基準額の引き上げ

(従前) 基準額：33万円+51万円
×世帯の被保険者数

(改正) 基準額：33万円+52万円
×世帯の被保険者数

※保険料軽減特例も一部変更になりました。(左表参照)

※令和2年度保険料率決定通知書は、7月中旬に送付します。

問 保険年金課 ☎(21)1148
大分県後期高齢者医療広域連合
☎097(534)1771

対象者の所得要件 ※令和2年度の基準 (世帯主及び世帯の被保険者の軽減判定所得の合計)	均等割の軽減割合	
	令和 2年度	令和 3年度
※【令和元年度における8.5割軽減の区分】 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	7.75割	7割 (本則)
※【令和元年度における8割軽減の区分】 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で 被保険者全員が年収収入80万円以下の 世帯(その他の各種所得がない場合)		7割 (本則)
「基礎控除額(33万円)+28.5万円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯		5割
「基礎控除額(33万円)+52万円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯		2割

※後期高齢者医療制度の創設(平成20年)以降、保険料軽減の特例措置が実施されてきましたが、法令本則の7割軽減とするため、段階的に見直しが行われています。

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時 毎週月～金曜日
9時～16時30分

※祝日は除く。

相談員 消費生活専門相談員
場所・問 別府市消費生活センター(市役所4階
産業政策課内)

☎(21)1881

債務者相談会(要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。



日時 6月11日(木)、25日(木)

13時30分～16時30分
場所 市役所4階

申込方法 4F-2会議室
事前に電話で左記へ申込み。

定員 各6人(先着順)

問 産業政策課
☎(21)1132

児童手当

を受けている人へ

現況届は6月30日(火)までに提出を

期限までに「児童手当現況届」を提出しない場合、6月分以降の手当を受けられなくなりま

す。現況届の提出が必要な人には、5月末日に届出用紙

を郵送します。今年は新型コロナウイルス感染症予防のため、返信用封筒を同封します。必要書類を添付し、届出用紙をご返送ください。

提出期限 6月30日(火)

受付場所 市役所1階特設会場(福祉事務所入口前)

または各出張所

※公務員の人は勤務先へ提出してください。

※児童手当の制度のしくみ、支給額、手続きの詳細については市ホームページをご覧ください。

お問い合わせください。

HP「市ホームページ」↓「生活」↓「子育て」↓「子育て支援」↓「児童手当」

問 子育て支援課

給付支援係

☎(21)1701

小・中学校用教科書展示会開催

市民の皆さんを対象にした小・中学校用教科書展示会を毎年開催しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策により日程などを変更する場合は、市ホームページでお知らせします。

展示期間

6月12日(金)～25日(木)

閲覧時間 9時～17時

※土・日曜日も閲覧できます。

展示物

・令和2年度に別府

市立小中

学校が使用している教科書

・令和3年度使用の中学校用の教科書(この中から別府市教育委員会が採択

します)

展示会場

別府市総合教育センター

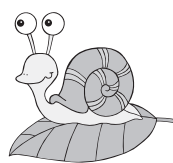
(野口ふれあい交流セン

ター南館3階)

☎(26)0803

問 学校教育課

☎(21)1574



別府市子ども家庭総合支援拠点を設置しました

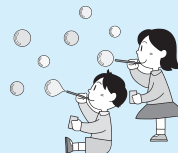
令和2年4月1日から、子育て支援課内及び光の園内に別府市子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、子育ての困りや気がかりなこと、虐待について、専門の相談員が対応します。夜間や休日の対応も強化しました。子どもが心身ともに健やかに育成されるよう必要な情報提供や支援を行います。

問 別府市子ども家庭総合支援拠点

市子育て支援課 ☎21-1239 (月～金曜日 ※祝休日除く 8時30分～17時)

光の園 ☎090-1348-0874、080-3371-0874 (24時間対応)



主な業務の内容

- 1 子育て支援事業 子ども家庭支援全般の業務、関係機関との連絡調整、その他子育て支援に必要な業務を行います。
- 2 相談事業 地域の身近な相談窓口として、子ども、子育て及び家庭関係に関する不安や悩みごとについて、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員の資格をもつ相談員が相談に応じます。
- 3 弁護士による専門相談 (予約: ☎080-3371-0874 次回6月18日(木)開催 ※変更の可能性あり) 月1回(原則第3木曜日)、1件30分の予約制です。光の園で行います。子育ての困りごとが生じ、自分なりの対処方法が法的に正しいか不安がある場合、弁護士から助言をもらうことができます。
- 4 別府市要保護児童対策地域協議会の調整業務 支援の一体性・連続性を確保します。
- 5 支援対象児童等への支援業務 要保護児童対策地域協議会を活用し、役割分担しながら適切な支援を行います。
- 6 児童虐待防止に関する普及啓発事業 体罰によらない子育てを推進します。児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- 7 児童の安全確認 「虐待かも」といった心配の声が寄せられたら、家庭訪問などを行い目視による子どもの状況の確認を行います。
- 8 乳幼児健診未受診者への家庭訪問 1歳6か月児・3歳5か月児健診未受診者を地区担当の主任児童委員と訪問し、養育の相談、指導など必要な支援を行います。
- 9 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が病気や仕事などで一時的に養育が困難になった子どもを児童福祉施設でお預かりし、支援を図ります。
- 10 情報提供等事業 子育て支援及び相談に関して、市報、ホームページなどで積極的に情報提供を行います。

6月1日は「景観の日」 6月は「まちづくり月間」

私たちのまちの景観は地域共有の資産として守り育てていくことが大切です。一つ一つの建物がまちなみを形成し、調和することで美しい景観が育まれていきます。皆さんの心がけにより別府市をさらに魅力あるまちにしていきたいと思います。

◆市内で一定規模以上の建築や開発行為、建物の色を変える場合には届出が必要ですが、

◆鉄輪温泉地区・明礬温泉地区で建築や開発行為、建物の色を変える場合、全て届出が必要です。

問 都市政策課

景観デザイン係
☎(21)1471

交通安全指導員募集

内容 下記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただく

ける人。性別は問いません。
募集校區
南小、大平山小

謝礼 10万円(年額)

指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)

問 防災危機管理課
☎(21)2255

農地農業相談

日時 6月18日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員

農業委員・農地利用最適化推進委員

問 農業委員会事務局

☎(21)1178

普通救命講習(中止)

毎月第2日曜日に開催予定の普通救命講習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間中止とします。資格取得などのため修了証が必要な場合は別途ご相談ください。

問 消防本部警防課

☎(25)1124

新型コロナウイルス

市営温泉における感染予防対策

■現在市営温泉では、新型コロナウイルス感染予防対策として、下記の取り組みを行っています。

- ・施設内の定期的な換気
- ・不特定多数の人の手が触れる場所を、塩素系薬剤などを使用して拭き掃除
- ・営業終了後、塩素系薬剤などを使用して浴室及び浴槽の消毒
- ・検温による職員の体調チェック



■市営温泉のご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・体調のすぐれない人(発熱や、咳・くしゃみなど風邪の症状のある人)は、入浴をお控えください。
- ・咳やくしゃみをされる際は、マスク・ハンカチ・ティッシュなどで口や鼻を覆う「咳エチケット」や、浴室内でたんやつばを吐かない、鼻水をかんだ手を浴槽で洗わないなど、入浴の際のエチケットをお願いします。
- ・不特定多数の人が触れる場所になるべく触れないこと。
- ・なるべく短時間の入浴を心がけ、近距離での会話を避けること。
- ・施設内ではなるべく利用者との間隔を空けること。
- ・脱衣所、浴室が混雑している場合は、時間をおいて入浴するなど、より一層注意してください。
- ・休憩室のご利用はなるべくお控えください。

問 温泉課 ☎21-1129

2021年

(令和3年)成人式

2021年成人式を1月10日(日)に開催します。対象者(住民登録者)には12月上旬に案内状を発送予定です。

場所 ビーコンプラザ

内容 11時 受付

11時30分 プロローグ
(ビデオ上映)

12時 式典

12時30分 実行委員会企画

社会教育課

☎(21)1587

国民年金の学生納付特例制度

令和2年度の1か月分保険料額=16,540円

※学生納付特例制度では4月～翌年3月となります。

※学生で前年所得が一定以下の人は、申請することで、国民年金保険料の納付が猶予されます。

必要書類 年金手帳、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、印鑑、在学期間のわかる在学証明書の原本または学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載がある)のコピー

申請場所 保険年金課国民年金窓口(別府市役所) 別府年金事務所(西野口町)

※別府市役所での申請は別府市に住民票がある人に限ります。

※猶予されている期間は年金受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額へ反映されません。猶予期間について10年間さかのぼって支払うことのできる追納制度があります。

問 別府年金事務所 ☎22-5111

新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺にご注意を！

新型コロナウイルス感染症に関連し様々な手口でお金をだまし取ろうとする事案が発生しています。(例)

- ・市役所職員を名乗った不審な電話がかかってきた
- ・携帯電話会社名で、新型コロナウイルス関係の助成金を配布するとのメールが届いた
- ・信用金庫の職員を名乗る電話があり、新型コロナウイルスの関係が必要と口座番号と暗証番号を聞かれた
- ・水道局を名乗り、新型コロナウイルスがついているので除去すると不審な電話があった

電話やメールなどで新型コロナウイルス感染症に関するお金が絡む話などがあった場合、まずは詐欺を疑いましょう。落ち着いて家族や警察などに相談しましょう。

☎ 防災危機管理課 ☎ 21-2255
別府警察署 ☎ 21-2131

わたしたちのねがい

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮

新型コロナウイルスの感染が拡大している中、感染した人やそのご家族、医療機関の関係者やそのご家族、海外から帰国した人、外国人、また感染者が利用したお店や施設などに対する誹謗中傷、誤った情報や偏見による不当な差別、いじめなどの人権侵害が全国で起きています。

そしてSNSなどのインターネット上を中心とした、根拠のない差別的な書き込みなどが広がっています。

インターネットを利用した差別的な書き込みは、一度掲載されると爆発的に拡散することがあります。その原因の一つとされるのが、書き込みの内容へ安易に行う「いいね」や「リツイート」です。「みんなに知らせてあげよう」という行動が、誤った情報を拡散し、不当な差別、偏見、いじめを助長することにつながってしまうのです。

このような時だからこそ、私たち一人ひとりが正しい情報を捉え、冷静な対応を取り、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、風評被害などを生み出さないよう、いま一度人権について考えてみませんか。

6月の無料人権相談 お気軽にご相談ください

日時 6月10日(水) 10時～12時、13時～15時

相談員 人権擁護委員

※新型コロナウイルス感染予防のため電話での相談になります。

☎ 人権同和教育啓発課 ☎ 21-1291



特殊詐欺防止機能付き電話機等の購入補助

特殊詐欺等による被害防止のため特殊詐欺等防止機能の付いた電話機または外付け機器の購入に要した経費に対し、補助金を交付します。

補助金の額

電話機等の購入・設置に要する費用に3分の2を乗じた額(100円未満の端数は切捨て、上限1万円)

対象

- ① 別府市内に住所を有し、居住していること。
 - ② 申請日に満65歳以上の者のみで構成される世帯
 - ③ 過去に大分県から電話機等を貸与されたことがないこと。
 - ④ 暴力団員等でないこと。
 - ⑤ 同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- 補助対象電話機
- ① 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
 - ② 電話機または電話機に取り付けることが可能な外付け機器で、次のいずれかの機能を有するもの

6月23日～29日は「男女共同参画週間」

令和2年度キャッチフレーズ

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ」
「ワクワク・ライフ・バランス」

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、別府市では「湯のまちべっぴん 第2次男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず全ての人がいいきと輝く社会作りを目指し、男女共同参画センターを拠点として様々な取り組みを行っています。

また、国では様々な場面で活躍したいという希望を持つ全ての働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の職業生活における活躍に関する法律「女性活躍推進法」が平成28年4月に施行されました。

別府市においても、女性が安心して子どもを産み、育てながら働くことができるよう、市内企業、団体等に向けての「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいます。

お互いの個性を大切に「あなたがあなたらしく、わたしがわたしらしく」一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会を目指しましょう。

☎ 自治振興課男女共同参画推進室 ☎ 21-8289

・着信時に相手方に警告音を発する機能があり、通話を自動で録音できる機能

・迷惑電話番号データベースに登録された情報を自動判別し、着信を拒否または警告表示する機能

☎ 防災危機管理課 ☎ (21) 2255

・着信時に相手方に警告音を発する機能があり、通話を自動で録音できる機能

人権相談

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談をお受けします。

※新型コロナウイルス感染

予防のため

電話での相談

になります。

日時 9月～金曜日

9時～16時

※祝日、年末年始は除く。

☎ 人権啓発センター ☎ (23) 6163



6月は 環境月間

5月30日(土)～6月5日(金)

全国ごみ 不法投棄 監視ウィーク

NO!不法投棄

市民の皆さんの美しいまちづくりへの関心の高まりや道路里親制度などの美化活動への積極的な参加により、美しく保たれている場所が多い反面、目の届きにくい場所への不法投棄や、ルールを守らないごみ出しなどの問題も増えています。

懲役や罰金も

不法投棄とは、法律に違反してごみを捨てることです。廃棄物処理法第16条で、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められています。

【不法投棄をした者には5

年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金】

誰が片付けるの？

片付ける責任があるのは捨てた人（投棄者）ですが、投棄者が不明な場合、土地の所有者（管理者）が処理しなければなりません。

土地の管理は大切です

一度不法投棄が行われると、ごみのごみを呼び深くな状態に陥ることがあります。土地の適正管理（草を刈る、柵を設置するなど）をお願いします。

負担は市民に

山間部では家電を含む大量の引越しごみや建築廃材などの産業廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。こうして捨てられたごみは美しい景観を損なうだけでなく、衛生上の問題や地下水への影響も心配されます。また、市有地や市道上に不法投棄されたごみは、捨てた人が分からない場合、

市が処理しなければなりません。もやすごみ・もやさないごみは清掃センターで処理し、リサイクルが義務付けられているものや、清掃センターで処理困難なもの、専門業者に処理を依頼していますが、これらの処理費用は皆さんの税金から支出されます。

市が処理した不法投棄廃棄物 (令和元年度)	
可燃・不燃	約1.1トン
タイヤ	1本
家電	テレビ5台 冷蔵庫4台 洗濯機9台

対策

不法投棄を防ぐために、市では



不法投棄多発箇所のパトロール、不法投棄禁止看板や監視カメラの設置を行っています。年々減少傾向ではありますが、ごみの出し方がわからないとき、不法投棄を目撃したときは、環境課までご連絡ください。

環境課清掃事務所

☎(66)53353

湯(ゆ)んなか元気塾「温泉を活用した湯中運動教室」参加者募集!

場所	北浜温泉テルマス(京町)	内容	湯中運動、食事やお口の健康・温泉の豆知識などの講話
日時	6月19日から12月11日の毎週金曜日 14時～(受付13時30分～) ※8月14日・10月23日を除く計24回。※詳しい日程は、受講決定後に案内を送付します。 ※新型コロナウイルスの影響で、開講時期が遅れることがあります。		
参加要件	下記①～④の全てに該当する人(※通院・治療中の人は、かかりつけ医にご相談ください。) ①別府市に住んでいる ②65歳以上 ③更衣、入浴動作において介助を要しない ④会場までご自身で通える ※送迎はありません。		
その他	テルマスの利用料1回520円(団体割引あり)と、スポーツ保険料1,200円程度が必要		
定員	20人程度※応募者多数の場合は、過去に参加したことのない人優先		
申込締切	第1回(6月19日開催)締切6月5日(金) ※各回2週間前の金曜日締切。		
申込方法	電話で右記へお申し込みください。 ☎ 高齢者福祉課 ☎ 21-1463		